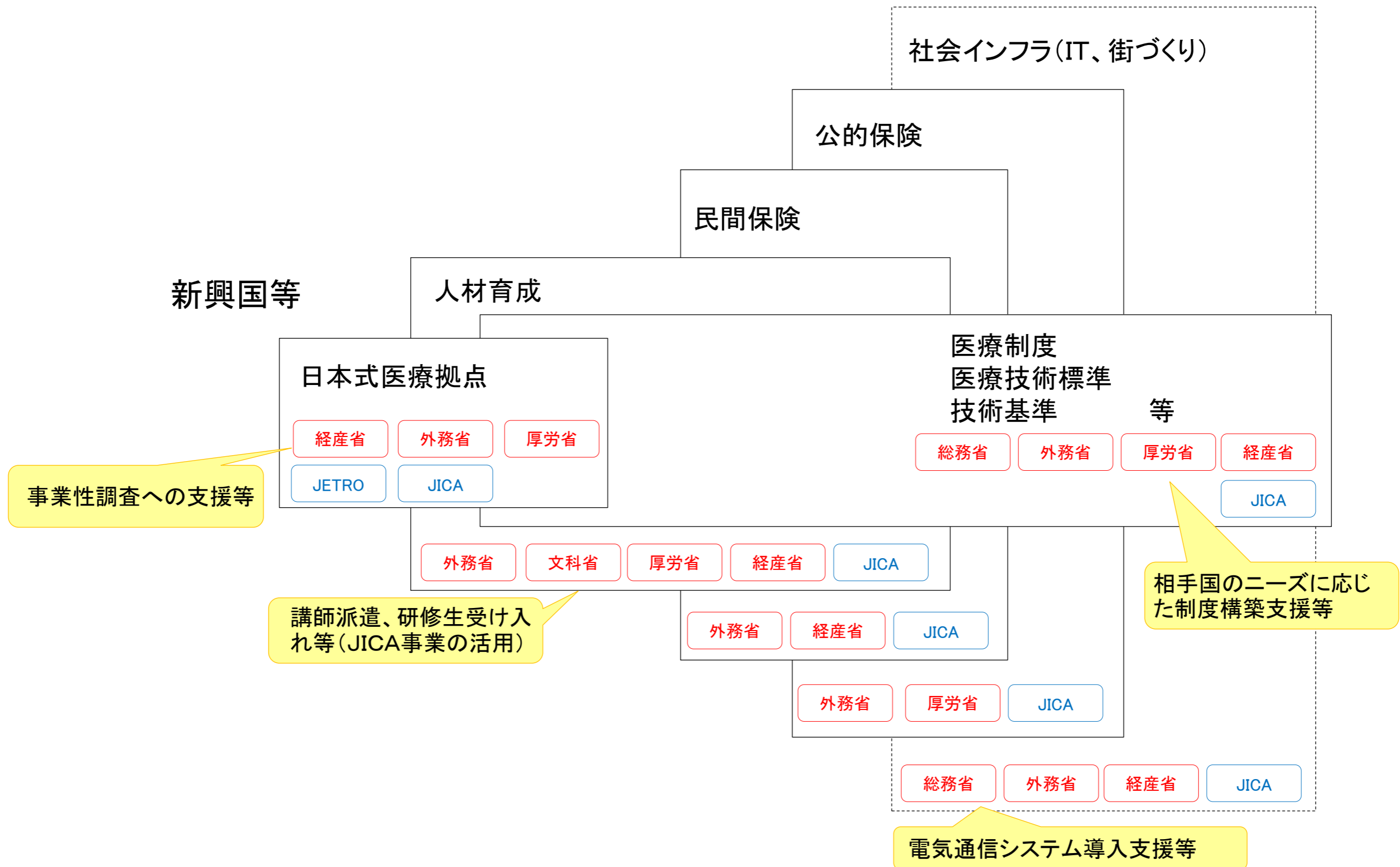


- 1) 日本の医療に対する期待がある医療圏(イメージ)は、①極東ロシア、②東南アジア、③中東、④中央アジア、⑤ヨーロッパロシア、⑥中南米、⑦中国、⑧インド、⑨アフリカ
- 2) “医療圏が広がる”イメージとは、ユニバーサルヘルスカバレッジを目指し、例えば、日本と相手国・地域の医療関係者が重層的につながり、様々な事業等が展開できる土壌が整うような状態。
かかる観点から、人材育成や医療関係制度の構築支援などの事業がイメージされる場所、病院設立等の拠点設置事業も契機として活用。また、ODA案件との連携・活用を図る。
 - (1) 新興国等の保健・医療事情やニーズの把握
MEJの協力を得つつ、各府省からの情報等に基づき、各国の状況や具体的案件に係る情報を整理した日本の医療の国際展開に関するポートフォリオの作成・管理、外交ルート活用 等
 - (2) 医療人材の育成:
日本の教育機関で医学関係の教育を受け、帰国した相手国の医療関係者をフォローするネットワークの構築や、相手国と日本の教育機関間の相互交流等を支援し、日本の医療技術が普及するための基盤となる人材の育成事業 等
 - (3) 医療・保険制度の構築:
相手国の医療基盤(①医療制度、保険制度等の企画、設計、運営等、②人材育成 等)の構築支援を行うとともに、関係機関と連携して、日本の医療技術・サービスが相手国において円滑に導入、採用されるために相手国保健当局との関係構築 等
 - (4) 医療関連ファイナンスの導入:
海外投融資の活用 等
 - (5) 医療機関の整備と機器提供:
海外における日本の医療技術・サービスの事業化を促進するとともに、アウトバウンドの基盤的役割を果たすインバウンドが円滑に行われるよう、MEJと連携し、海外患者受入れ医療環境の整備、広報活動を推進 等
 - (6) 疾病予防及び保健・衛生インフラ:
生活上の疾病予防(健康診断システムの導入も含む)の定着・実施の支援、社会の保健・衛生基盤の向上 等
 - (7) 周辺インフラ・街づくり:
通信インフラ等を活用する技術、システム、サービスにかかる事業(国外及び国内の医療機関を結ぶ遠隔医療・診断、国内電気通信事業者が行うサービス等)の組成の支援 等

案件の広がりに関係府省、関係機関の役割イメージ



医療の国際展開に関する合意イメージ

